

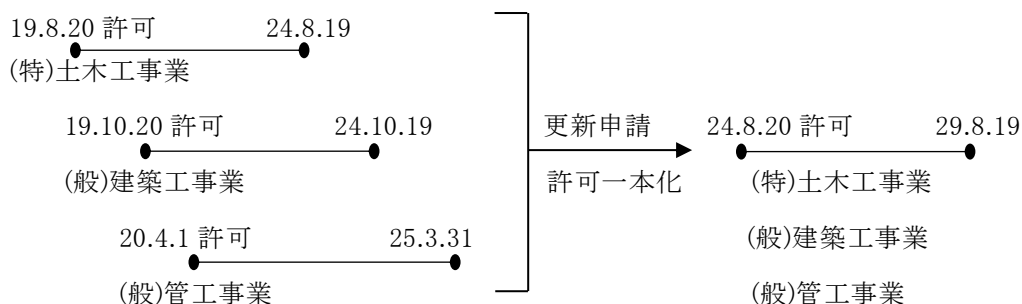
## 4 許可の有効期間の調整(一本化)

次のような場合、許可年月日を一本化することができます。

### (1) 更新における一本化

許可年月日の異なる2以上の許可を受けている場合においてその内の最初に有効期間の満了する許可(業種)の更新申請をする際に、有効期間の残っている他の許可についても同時に許可申請を行う場合

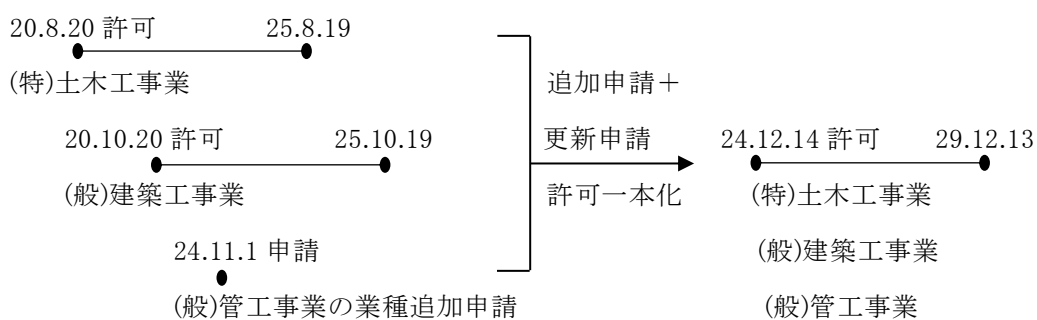
#### (例1)



### (2) 業種の追加(又は、般・特新規)と更新における一本化

業種追加(又は、般・特新規)申請をする際、有効期間の残っている許可について同時に許可申請を行う場合

#### (例2)



※ ただし、許可の一本化を申請する場合には、上記例のとおり現在有効な許可のすべて(特定及び一般の許可を有している場合は、その両方)について更新申請をしなければならず、一本化後はそれぞれの業種により異なっていた許可年月日が、1つの許可年月日に統一化されます。

※ 業種追加+更新、般・特新規+更新、般・特新規+業種追加+更新は、更新申請する許可のうち最も古い許可の有効期間の満了日の2か月前までに申請してください。